

平成 29 年 度

主要施策の概要

平成 29 年 4 月

石川県警察本部

目 次

はじめに	1
第1 石川県警察の現勢	2
1 組織機構	2
2 人員	3
3 機動力	3
第2 平成29年石川県警察運営の指針及び重点目標	4
第3 重点目標に基づく主要施策の概要	5
1 交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進	5
(1) JR金沢駅周辺、観光地等における犯罪抑止及び雑踏対策の推進	5
(2) 各種犯罪の徹底検挙	6
(3) JR金沢駅周辺・観光地等の交通安全対策の推進	6
(4) 大規模行事の開催に伴う警備諸対策の推進	6
(5) 訪日外国人等の急増への対応	7
2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進	8
(1) 安全安心まちづくりの推進	9
(2) 総合的なサイバー犯罪対策の推進	9
(3) 県民生活を脅かす生活経済事犯対策の推進	10
(4) 厳正にして合理的な許可等事務の管理及び運用の推進	11
(5) 精強な地域警察の構築及び街頭活動の推進	11
(6) 初動警察刷新強化の取組の定着化	12
3 人身の安全を確保するための取組と少年非行防止対策の推進	13
(1) 人身安全関連事案への的確な対処	14
(2) 子供・女性・高齢者安全対策の推進	14
(3) 少年の非行防止総合対策の推進	14
(4) 少年保護総合対策の推進	15
4 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙	16
(1) 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙	16
(2) 特殊詐欺を始めとする知能犯罪等の徹底検挙	17
(3) 暴力団犯罪を始めとする組織犯罪の徹底検挙	17
(4) 検挙力の強化	18
5 交通死亡事故等の抑止と安全で円滑な交通環境の実現	20
(1) 交通死亡事故等抑止対策の推進	21
(2) 安全で円滑な交通環境の実現	25
6 多様化する脅威と自然災害等の緊急事態への対策の推進	27
(1) 多様化する脅威への対応	27
(2) 緊急事態対策の推進	28
7 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進	30
(1) 警察力の充実強化	30
(2) 高い規律と士気を有する職場環境の確立	31
(3) 県民の立場に立った警察活動の推進	32
第4 警察予算	33
1 警察費の概要	33
2 主要事業	33
3 平成29年度当初予算 警察本部主要事業の概要	35

はじめに

県内の治安情勢は、近年、刑法犯認知件数が戦後最悪を記録した平成15年の半数以下で推移し、交通事故の発生件数及び負傷者数も減少傾向にあるなど、治安の改善がみられる。

しかしながら、依然として殺人事件や住宅・飲食店等を狙った強盗事件、さらには、子供が被害者となる誘拐事件等が発生するとともに、ストーカー・DV事案や特殊詐欺事件の認知が高水準で推移しているほか、悲惨な交通死亡事故も後を絶たないなど、県民の生活を脅かす事件・事故が日々発生している。

また、国際テロやサイバー空間における脅威の深刻化、六代目山口組分裂による暴力団の対立抗争、訪日外国人の急増等、治安情勢は刻一刻と変化している状況にある。

加えて、本年には、県内で「第28回全国「みどりの愛護」のつどい」が開催されることから、これに伴う大規模警備の万全を期すための諸対策を推進する必要がある。

一方、警察組織は、大量退職・大量採用の影響により、組織の人的構成が変化しており、引き続き、真に警察官たるにふさわしい能力と適性を有する優秀な人材を確保し、若手警察職員の早期戦力化を図るとともに、業務の合理化・実質化を推進し、本来業務に集中できる環境を整備することなどにより、警察力を質的に強化する必要がある。

このため、社会情勢や治安情勢の変化に伴う治安課題を予測し、組織的・計画的に諸対策を推進することはもとより、地域住民、関係機関・団体等地域社会と一体となった取組を一層強化する必要がある。

また、「安全で安心して暮らせる石川の実現」のためには、職員一人一人が高い士気と厳正な規律を保持するとともに、積極的かつ的確に職務に邁進し、「県民の期待と信頼に応える力強い警察」を確立する必要がある。

よって、平成29年石川県警察運営の指針を、

「県民の期待と信頼に応える力強い警察

～安全で安心して暮らせる石川の実現～」

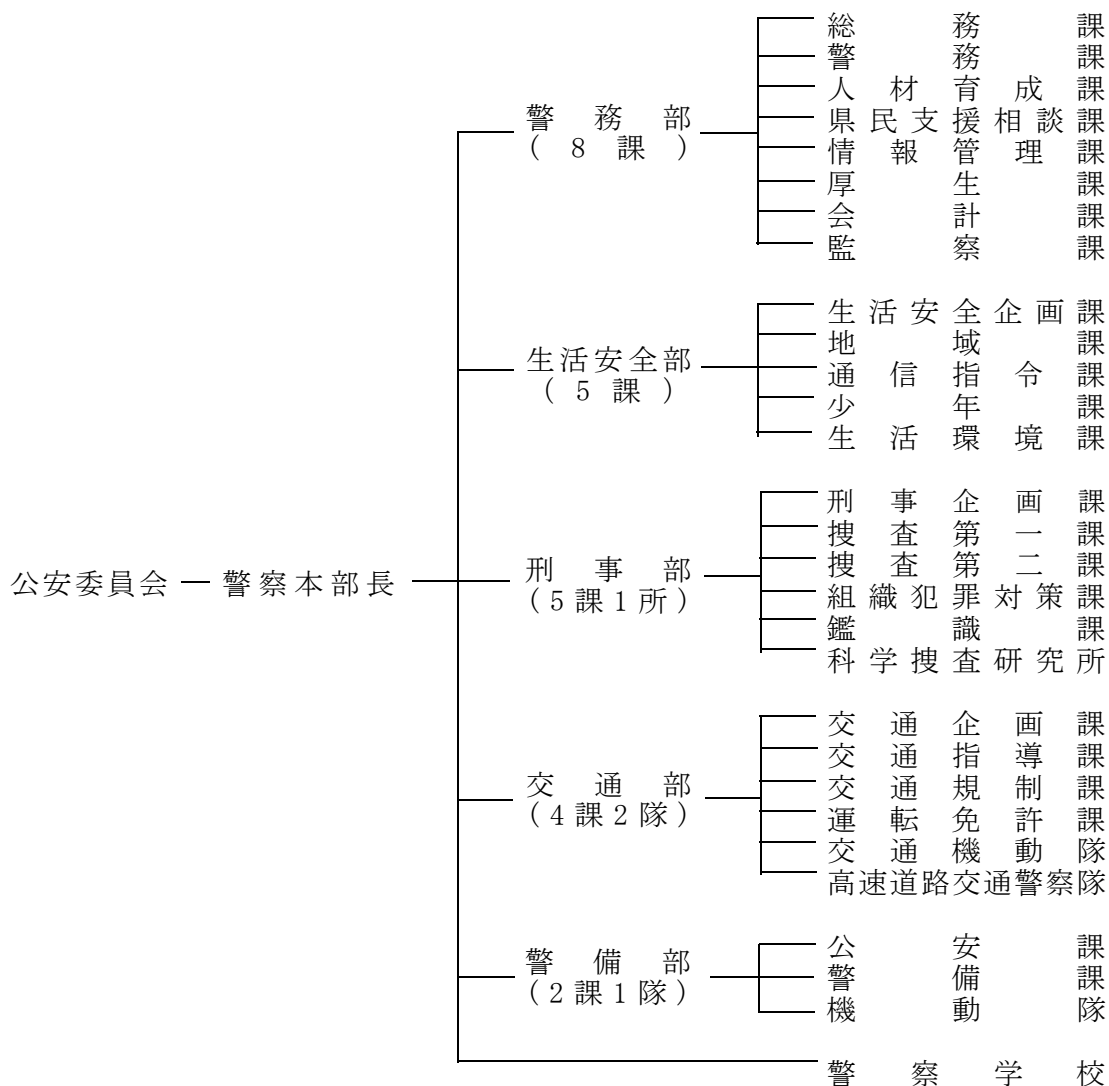
としたものである。

第1 石川県警察の現勢

1 組織機構

(1) 警察本部

(平成29年4月1日現在)



(2) 警察署

(平成29年4月1日現在)

署別	金沢中	金沢東	金沢西	大聖寺	小松	寺井	白山	津幡	羽咋	七尾	輪島	珠洲	12署計
交番	16	12	8	4	5	3	6	4	2	3	2		65
駐在所	3	2	1	8	9	4	13	2	16	17	15(1)	17	107(1)
空港警備派出所					1						1		2
検問所				1									1
連絡所								3					3
合計	19	14	9	13	15	7	19	9	18	20	18(1)	17	178(1)

注：() は、季節駐在所（舳倉島）を示す。

2 人員

警察法第55条以下の定めにより、次のとおり職員を置いている。

- 警察法第57条に定める地方警務官は8人
- 警察法第57条及び石川県警察職員定数条例に定める地方警察職員は、警察官1,977人及びその他の職員379人（計2,356人）

【警察職員定数の推移】

（各年4月1日現在）

区 分	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29
警 察 官	1,919	1,930	1,930	1,930	1,942	1,951	1,951	1,960	1,969	1,977
増 減	0	+11	0	0	+12	+9	0	+9	+9	+8
その他の職員	362	355	349	343	337	332	329	327	327	327
増 減	-5	-7	-6	-6	-6	-5	-3	-2	0	0
計	2,281	2,285	2,279	2,273	2,279	2,283	2,280	2,287	2,296	2,304
増 減	-5	+4	-6	-6	+6	+4	-3	+7	+9	+8

注1：警察官は条例定数、その他の職員は予算定数である。

注2：平成25年の警察官定数は5月16日現在である。

3 機動力（平成29年4月1日現在）

(1) 航空機（ヘリコプター「いぬわし」）

機 種	川崎重工業社製 BK117型	
性 能	巡 航 速 度	200km/h
	航 続 距 離	約 400km
	航 続 時 間	約 2.0時間
	最大全備重量	3,350kg
	座 席 数	最大 10席
配 備 年 月 日	平成 11 年 3 月 18 日	

生活安全部地域課 航空隊所在地 金沢市湊1丁目55番20号

(2) 船舶

船 名	配置先	概 要					
		配置年月	定員	船 質	船 型	長 さ (m)	総トン数 (トン)
いしかわ	七 尾	平16.2	11	アルミ合金	V 型	18.20	20

(3) 車両

車 種 別			保 有 台 数
四 輪 車	パ ト カ ー	警 ら 用	34
		小 型 警 ら 用	168
		交 通 用	32
		交 通 事 故 処 理 車	22
		指 揮 用 車	42
		捜 査 用 車	150
		輸 送 車	29
		そ の 他	150
二 輪 車	白	バ イ	33
	バ	イ ク	29
合 計			689



運営の指針

県民の期待と信頼に応える力強い警察
～安全で安心して暮らせる石川の実現～

重点目標

- **交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進**
- **犯罪の起きにくい社会づくりの推進**
- **人身の安全を確保するための取組と少年非行防止対策の推進**
- **県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙**
- **交通死亡事故等の抑止と安全で円滑な交通環境の実現**
- **多様化する脅威と自然災害等の緊急事態への対策の推進**
- **警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進**

第3 重点目標に基づく主要施策の概要

1 交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進

平成28年中の県内の治安水準は、刑法犯認知件数、交通事故発生件数ともに、平成27年と比較して減少するなど、数値の上では改善がみられる。

しかしながら、北陸新幹線金沢開業や大型クルーズ船の寄港、各種イベントの開催等により、国内外からの観光客等が増加しており、今後、日本の言語や制度に不慣れた外国人が何らかのトラブルに巻き込まれたり、事件・事故の被害者となるケースの増加が懸念されることから、訪日外国人等が我が国の安全安心を実感できるような環境を整備していく必要がある。

また、平成32年には、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催が予定されており、訪日外国人等に紛れた犯罪組織に関わる者の流入やソフトターゲットに対するテロ等の発生も懸念される場所である。

よって、今後、交流人口の拡大や社会情勢の変化等に伴う治安への影響を予測し、県民のみならず国内外の観光客等も安全安心を実感できるよう、各種治安対策を組織的・計画的かつ着実に進める必要がある。

施策の目標

- 交流人口の拡大等に伴う社会情勢や治安情勢の変化に的確に対応できるよう、組織的・計画的に各種治安対策を推進する。

(1) JR金沢駅周辺、観光地等における犯罪抑止及び雑踏対策の推進

ア JR金沢駅周辺、観光地等における犯罪及び北陸新幹線を利用した犯罪の抑止対策の推進

自治体、関係機関・団体及び地域住民等との連携協働による各種防犯活動を推進するとともに、地域住民等による主体的な自主防犯活動の促進を図る。

また、JR金沢駅等と連携し、北陸新幹線利用者に対する広報啓発を推進するとともに、特殊詐欺を始めとする各種犯罪の被害防止対策を推進する。

イ 風俗実態の徹底把握と違法営業に対する厳正な取締り等の推進

繁華街等の実態を踏まえ、観光客等に不安や不快感を与える悪質な客引行為や禁止区域における営業行為等について、風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律や石川県迷惑行為等防止条例等を活用した厳正な取締りや迅速な行政処分を推進する。

ウ JR金沢駅、観光地等における雑踏対策の推進

主催者等関係者に対する積極的な助言と連携の強化を推進することにより雑踏事故等の未然防止を図る。

(2) 各種犯罪の徹底検挙

ア 犯罪の徹底検挙

特殊詐欺等の質的な変化を伴う犯罪に即応し、想定される事態に的確に対処するため、発生時において可能な限り多くの捜査力を投入し、捜査体制を早期に確立する。

また、的確な初動捜査等を展開して、迅速・的確な検挙活動を徹底し、被疑者の早期検挙と連続発生を防止を図る。

イ 検挙力の強化

社会情勢が変化する中、限られた捜査力で検挙向上を図るため、捜査の科学化、捜査支援分析の強化、捜査手法の高度化等の取組を一層深化させ、新たな時代の刑事司法制度に対応した警察捜査の構築に向けた各種取組を推進する。

(3) JR金沢駅周辺・観光地等の交通安全対策の推進

ア JR金沢駅・観光地周辺を重点とした交通安全対策の推進

JR金沢駅や観光地周辺等における違法駐車取締りを行うほか、自治体、関係機関・団体等と連携した交通の円滑化を推進する。

イ のと里山海道・能越自動車道の交通安全対策の推進

(ア) 道路管理者等関係機関・団体との連携

のと里山海道の交通環境の変化を踏まえ、「のと里山海道交通安全対策協議会」の開催等、関係機関・団体等と連携した各種交通安全対策を推進する。



【交通安全出動式（高松SA）】

(イ) 交通指導取締り及び広報啓発の推進

のと里山海道及び能越自動車道を走行するドライバーの交通安全意識の高揚を図るため、管轄警察署及び交通機動隊が連携して、交通指導取締り、警戒活動、広報啓発活動等を推進する。

(ロ) 交通実態の変化に応じた交通規制の実施及び安全対策の推進

交通の安全と円滑を図るため、路上作業時や悪天候等、交通状況の変化に即した臨時交通規制を実施するほか、逆走事案、歩行者等の立入り事案、速度の出やすい対面通行区間における正面衝突事故等を防止するため、関係機関・団体等と連携した対策を推進する。

(4) 大規模行事の開催に伴う警備諸対策の推進

ア 関係機関と連携した水際対策の徹底

テロリスト等犯罪組織に関わる者の入国を防ぐため、入国管理局や税関等の関係機関と連携し、事前旅客情報システム（APIS）^(注)等を活用した水際対策

を推進する。

また、金沢港、七尾港、小松空港及び能登空港において、関係機関と連携し、具体的な事案を想定した訓練を実施するほか、施設警備の改善を図る。

(注) 事前旅客情報システム (A P I S) とは「Advance Passenger Information System」の略で、航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と、関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報を入国前に照合するシステムをいう。

イ ソフトターゲットに対する警戒の強化

海外において、不特定多数の人が集まる公共交通機関や施設、行事等を標的としたテロ事件が発生していることから、これらソフトターゲットに対する制服警察官やパトカーによる「見せる警戒」を実施するとともに、施設管理者等に対して自主警備の強化を要請するなど、テロの未然防止に向けた警戒を強化する。



【制服警察官による駅構内の警戒状況】

(5) 訪日外国人等の急増への対応

ア 外国人とのコミュニケーションの円滑化に向けた取組の推進

日本語を解さない外国人からの通報や各種届出等にも対応できる体制を整備するとともに、これらの事案へ迅速に対処するため、コミュニケーション支援のための各種資料や資機材の活用、外国人が来訪することが多い交番への外国語による対応が可能な警察官の配置、日本語を解さない外国人による110番通報を想定した現場対応訓練等を推進する。

イ 我が国警察に係る制度・手続等の分かりやすさの確保

遺失届・拾得物の受理等に係る外国語対応の促進、防犯・防災情報の外国語による提供に努めるとともに、日本語を解さない外国人が我が国警察に関する情報を容易に入手できる環境を整備するなど、我が国警察に関する制度・手続等の分かりやすさの確保に努める。

ウ 通訳人材の確保及び能力向上等の基盤整備の推進

通訳人材の確保及び能力向上のほか、関係機関・団体等との連携強化に努めることを通じて、訪日外国人等の増加に対応するための基盤整備を継続的に推進する。

2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進

県内の治安情勢は、地域社会と一体となって各種治安対策に取り組んだ結果、近年、刑法犯認知件数が戦後最悪を記録した平成15年の半数以下で推移していたところ、特に平成28年は平成27年と比較して大幅に減少するなど、改善がみられるところである。

しかしながら、女性が被害者となる殺人事件や子供を狙った誘拐事件等の凶悪事件、さらには、小中学校等を対象とした爆破予告による威力業務妨害事件が発生するなど、県民生活の不安が拭いきれない状況にある。

また、特に特殊詐欺については、依然として高齢者の被害が多く発生しているほか、その手口も巧妙化していることから、高齢者を中心とした地域住民に対し、あらゆる機会を通じて、犯行の手口や被害に遭わないための情報を積極的に発信するとともに、金融機関等の職員による声掛けを促進するなどの水際対策を強化して、官民一体となった予防活動に取り組んでいく必要がある。

サイバー空間においても、インターネットバンキングに係る不正送金事犯等の発生や先端技術を有する企業から機密情報を窃取するサイバーインテリジェンスへの懸念等、その脅威に的確に対処するため、関係機関や企業と緊密に連携した総合的な対処能力の向上を図り、サイバーセキュリティ対策を一層強化していくことが重要となっている。

このような現下の治安情勢に迅速・的確に対応するためには、初動警察を始めとする事態対処能力の向上を図るとともに、防犯ボランティアを中心とした地域住民や関係機関・団体との連携強化、さらには、地域の実情に応じたきめ細かな情報発信による自主的な防犯意識の向上、防犯カメラの普及や危険箇所の改善による防犯インフラの整備等の総合的な犯罪抑止対策を戦略的に展開し、社会全体で安全で安心なまちづくりを推進していくことで、「犯罪の起きにくい社会」の実現を目指す必要がある。

【刑法犯認知・検挙状況の推移】

	平15	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	増減	
												件(人)数	率(%)
認知件数(件)	17,700	10,669	9,689	8,812	8,293	8,081	7,548	7,481	7,494	7,585	6,202	-1,383	-18.2
検挙件数(件)	6,667	4,406	3,714	3,066	2,905	3,111	2,849	2,812	3,065	3,164	2,684	-480	-15.2
検挙人員(人)	2,994	2,403	2,195	2,163	2,051	2,054	1,752	1,585	1,656	1,760	1,687	-73	-4.1
うち少年(人)	1,126	755	620	594	571	546	451	332	274	242	257	15	6.2
検挙率(%)	37.5	41.3	38.3	34.8	35.0	38.5	37.7	37.6	40.9	41.7	43.3	1.6ポイント	

施策の目標

- 各地域における多発犯罪、住民に不安を与える犯罪及び悪質性の高い犯罪に重点を置いた犯罪抑止対策を推進する。
- 自治体、関係機関・団体及び地域住民と連携協働するとともに、防犯ボランティア

活動の活性化を図るなど、地域社会一体となった犯罪抑止対策を推進する。

(1) 安全安心まちづくりの推進

ア 地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進

地域の犯罪情勢を的確に把握・分析し、多発犯罪や地域住民が不安に感じる犯罪、悪質性の高い犯罪等について効果的な犯罪抑止対策を推進する。

また、自治体、関係機関・団体、地域住民等と連携協働した活動を推進し、社会一体となった犯罪抑止対策を推進する。

イ 重層的な防犯ネットワークの活用・拡充促進

関係機関・団体と構築されている既存の防犯ネットワークを活用し、地域住民等に対して防犯情報を積極的に提供することにより、その活性化を図る。

また、各種団体等に対する働き掛けにより、防犯ネットワークの拡充及び利用促進を図る。

ウ 社会の規範意識の向上と絆の強化

ゲートウェイ犯罪^(注)やゴミのポイ捨てといった社会の秩序を乱す犯罪等に対する積極的な取締り活動及び犯罪抑止対策を推進する。

また、防犯カメラ設置拡充や防犯ボランティアの活性化を図り、地域の安全は自分たちで守るという意識を高めるとともに、犯罪を許さない気運を醸成することで、社会の規範意識の向上及び絆の強化を図る。

(注) ゲートウェイ犯罪とは、犯罪に手を染める入口と言われており、万引きや自転車盗等軽い気持ちで手を染めてしまう犯罪をいう。

エ 特殊詐欺予防対策の推進

あらゆる機会・手段を活用した広報啓発活動により、特殊詐欺に対する県民の抵抗力の強化、通話録音警告機等の防犯機器の普及を促進することにより、だまされないための対策を推進する。

また、たとえだまされたとしても金銭を犯行グループに渡さないため、金融機関等と連携した水際対策をより強力に推進し、社会一体となった予防対策を図る。

(2) 総合的なサイバー犯罪対策の推進

ア サイバー犯罪に対する対処能力の向上

各種教養や対処訓練等を推進し、県警察全体の対処能力の向上を図るほか、より高度かつ最新の情報通信技術を有する人材の育成に努める。

イ サイバー犯罪の被害防止に向けた官民一体となった取組の推進

巧妙化するサイバー犯罪への的確に対処するため、県警察、民間事業者及び学術機関の官民連携強化による情報共有や共同対処を強化するとともに、防犯ボラン

ティア等と連携した広報啓発活動を推進し、社会全体で被害防止を図る機運を醸成する。

ウ インターネットバンキングに係る不正送金事犯等に対する取締り及び被害防止対策の推進

全国的に発生しているインターネットバンキングに係る不正送金事犯等に対して、認知時における素早い対応や関係都道府県警察との合同・共同捜査を展開するとともに金融機関、インターネットバンキング利用者等に対する被害防止対策を推進する。

エ インターネット上の違法情報・有害情報排除総合対策の推進

サイバーパトロールの強化等により違法情報等の発見に努めるとともに、IHC^(注1)と連携したサイト管理者等への削除依頼や全国協働捜査方式^(注2)を活用した違法情報の取締りを推進する。

(注1) IHC（インターネット・ホットラインセンター）とは、一般のインターネット利用者からの違法情報・有害情報に関する通報を受理し、違法情報の警察への通報や国内のウェブサーバに蔵置された違法情報・有害情報に係るサイト管理者等への削除依頼を行う団体をいう。

(注2) 全国協働捜査方式とは、IHCから警察庁に通報される違法情報・有害情報について効率的な捜査を進めるため、違法情報・有害情報の発信元を割り出すための初期捜査を警視庁が一元的に行い、捜査すべき都道府県警察を警察庁が調整する捜査方式をいう。

オ コミュニティサイト等に起因する児童被害の抑止及び取締りの推進

コミュニティサイト等に起因する児童被害を抑止するため、サイト管理者に対する違法情報の削除を依頼するほか、保護者、児童等に対する広報啓発活動や違法行為の取締りを推進する。

カ サイバー犯罪に的確に対応できる体制等の整備と部門間連携の強化

サイバー犯罪に的確に対応するため、サイバーセキュリティ対策委員会を中心とした対処体制の確立と部門間の情報共有及び連携強化を図る。

(3) 県民生活を脅かす生活経済事犯対策の推進

ア 被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯の早期の事件化

悪質商法事犯^(注)を認知した場合は、被害の拡大防止を念頭に、迅速・適切な対応と特定商取引に関する法律等の関係法令を多角的に活用して早期検挙を図る。

(注) 悪質商法事犯とは、出資法違反（預り金の禁止等）、金融商品取引法違反及び特定商取引に関する法律違反に係る事犯をいう。

イ 広域にわたるヤミ金融事犯の取締りの推進

各種警察活動や関係機関との連携強化により、ヤミ金融事犯^(注)の情報収集に努め、暴力団が関与し、又は広域にわたって敢行されるヤミ金融事犯の取締りを推進する。

(注)ヤミ金融事犯とは、出資法違反（高金利等）、貸金業法違反及び貸金業に関連した詐欺、恐喝等に係る事犯をいう。

ウ 不正競争防止法に基づく営業秘密侵害事犯の取締りの推進

企業や関係団体に対して、不正競争防止法に係る広報啓発活動を積極的に推進し、営業秘密侵害事犯^(注)の早期届出を促すとともに、認知時における適切な対応と取締りを推進する。

(注) 営業秘密侵害事犯とは、秘密として管理される企業情報（技術情報、顧客名簿等）を侵害する事犯をいう。

エ 社会情勢の変化に応じた環境事犯、保健衛生事犯、偽ブランド事犯等の取締りの推進

産業廃棄物に係る無許可収集運搬や不法投棄事犯等の環境事犯、食の安全に係る事犯等の県民の健康を脅かす可能性が高い保健衛生事犯、悪質な偽ブランド品の販売事犯等の取締りを積極的に推進する。

オ 被害拡大防止に向けた犯行ツール対策の一層の推進

ヤミ金融事犯等による被害の拡大防止や犯罪収益の移転防止等のため、金融機関に対する口座凍結依頼や携帯電話事業者に対する契約者確認要求等の情報提供を速やかに行う。

(4) 厳正にして合理的な許可等事務の管理及び運用の推進

関係法令を適確に運用して申請・相談への対応を図るとともに、許可等事務管理システム^(注)を活用した適正な許可等事務を一層推進する。

(注) 許可等事務管理システムとは、警察署の担当者が許認可申請への対応状況をシステム入力することで、警察本部及び警察署幹部がその進捗状況を把握し、円滑な事務運用等を図るシステムをいう。

(5) 精強な地域警察の構築及び街頭活動の推進

ア 街頭活動等の推進

犯罪の多発する時間帯・地域や繁華街、駅等に重点を置いたパトロールや交番における警戒活動等の街頭活動を強化する。

また、引き続き、県内の全交番に交番相談員を配置し、地域住民からの各種相談等への対応や交番勤務員不在時の補完体制を確立するなど交番機能を強化する。

イ 地域警察官の現場執行力の向上

地域警察官の事態対処能力向上を目的とした研修・訓練を実施するとともに、職務質問技能指導官^(注)等が中心となって交番等に勤務する地域警察官に対する実戦的な教養を推進するなど、現場執行力の向上を図る。

(注)職務質問技能指導官とは、職務質問に卓越した技能又は知識を有し、その技能等を後世代

に伝承する警察官をいう。

ウ 地域に密着した活動の推進

地域の家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害・事故の防止等に関する連絡・指導や、意見要望等を把握するための巡回連絡を推進する。

また、地域住民の警察に対する意見要望等を把握するため、交番・駐在所連絡協議会を積極的に開催するほか、防犯ボランティアと連携したパトロール活動を実施する。

(6) 初動警察刷新強化の取組の定着化

ア 通信指令機能の強化

初動警察活動の生命線である通信指令が、その司令塔たる役割を的確に果たすため、通信指令体制の充実強化を図るとともに、各種通信指令システムの効果的活用により、通信指令機能の強化を推進する。

イ 通信指令技能の向上と人材の育成強化

通信指令技能検定制度、通信指令技能指導官・技能指導員制度等を効果的に活用するとともに、通信指令無線通話技能競技会や各種研修会の開催等により、通信指令技能の向上と通信指令を担う人材の育成強化を図る。

ウ 初動警察における事案対応能力の強化

重大事案を想定した実戦的な初動対応訓練を積極的に推進するとともに、通信指令と事件事故主管部門等との連携強化を図り、初動警察活動における事案対応能力の更なる強化に努める。

3 人身の安全を確保するための取組と少年非行防止対策の推進

ストーカー・DV事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要性が認められる事案は、事態が急展開して殺人事件等の重大事件へ発展するおそれが大きく、子供や女性が被害者となる犯罪等については、被害者等の心身に深い傷を残すとともに、連続発生が懸念されるなど、地域住民に著しい不安感を与えるものである。

このような人身安全関連事案等に対しては、重大事件への兆しをいち早く察知して、生活安全・刑事・警務の関係部門が密接に連携・情報共有し、迅速かつ的確な組織的対応を行い被害の拡大防止を図るとともに、自治体や関係機関・団体等との連携により、被害者等の安全の確保を最優先とした効果的な対策を推進していく必要がある。

一方、平成28年中の県内の少年非行の現状は、刑法犯少年の検挙人員が平成27年と比較して増加しており、少年によるコンビニエンスストア対象の強盗事件が発生したほか、小学生による窃盗犯が増加するなど、非行の低年齢化傾向が顕著であり、加えて、インターネット利用に起因する福祉犯事件等、子供が被害に遭う事件が依然として発生している。

このため、引き続き、学校、教育委員会等の関係機関や少年警察ボランティア等の地域社会と連携し、非行少年の立ち直り支援、低年齢少年まで含めた少年の規範意識の醸成、少年を取り巻く社会の絆の強化による「非行少年を生まない社会づくり」を推進していく必要がある。

【ストーカー事案認知・検挙状況の推移】

区分 \ 年別	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	増 減	
											件数	率(%)
認知件数	148	125	179	145	120	212	223	276	261	186	-75	-28.7
検挙件数	21	10	10	11	10	21	24	31	24	26	2	8.3

【DV事案認知・検挙状況の推移】

区分 \ 年別	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	増 減	
											件数	率(%)
認知件数	205	243	253	281	246	346	365	393	407	404	-3	-0.7
検挙件数	25	39	25	28	23	42	45	47	76	91	15	19.7

【刑法犯少年検挙補導状況の推移】

区分 \ 年別	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	増減	
											人数	率(%)
刑法犯少年	909	757	749	709	680	569	462	377	342	359	17	5.0
うち犯罪少年	755	620	594	571	546	451	332	274	242	257	15	6.2

施策の目標

- 人身の安全を早急に確保する必要がある事案について、被害者等の安全確保のために組織を一体的に運用し、関係機関等と連携して諸対策を推進する。
- 少年による犯罪行為や不良行為の減少を目指し、少年非行防止対策の取組を推進するとともに、児童虐待事案への取組を強化する。

(1) 人身安全関連事案への的確な対応

ア 人身安全関連事案に対する組織的な対応の推進

被害者等の安全を早期に確保する必要がある事案は、認知の段階から生活安全と刑事の両部門の捜査員が共同で対応し、事案の危険性・切迫性を的確に見極め、最も効率的かつ適切な事態対応を推進するとともに、認知したこの種事案は全て警察本部が把握して組織的に対応し、被害の未然防止・拡大防止の徹底を図る。

イ ストーカー・DV事案等に対する迅速・的確な対応

改正ストーカー規制法等を積極的に適用し、危害が及ぶおそれがある被害者やその親族等の生命・身体の安全確保を最優先とした事態対応を推進するとともに、関係する他都道府県警察本部及び警察署並びに関係機関・団体が連携するなど、総合的な対策を推進して被害者等の安全確保を図る。

(2) 子供・女性・高齢者安全対策の推進

ア 積極的な先制・予防的活動の推進

声掛けやつきまとい等のいわゆる前兆事案の行為者に対する、迅速・的確な指導・警告等積極的な先制・予防的活動を推進する。

イ 子供・女性の安全を確保するための諸対策の推進

関係機関等と連携した被害防止活動、子供・女性に対する犯罪・事案等に関する情報の収集・分析の推進、関係部門と連携した被疑者の早期検挙等による安全を確保するための諸対策を推進する。

ウ 高齢者を始めとする認知症等に係る行方不明者発見活動及び保護業務の推進

増加している認知症等に係る行方不明者に対応するため、認知症の特性や対応要領について理解を深めるとともに、自治体、関係機関等と緊密に連携した行方不明者の発見活動及び保護業務を推進する。

(3) 少年の非行防止総合対策の推進

ア 集団的不良交友関係等を視野に入れた少年事件捜査の推進

いしかわS&Pサポート制度^(注)によって学校との活発な情報共有を図るとともに、積極的な検挙・補導活動により不良交友関係を解消させ、再非行の防止に向けた迅速かつ適正な少年事件捜査・調査を推進する。

(注)いしかわS & Pサポート制度とは、児童・生徒の再非行防止、犯罪被害防止のため、警察と学校との非行事案等に関する相互連絡制度をいう。

イ 街頭補導活動の強化等による「非行少年を生まない社会づくり」の一層の推進

学校や教育委員会等の関係機関、少年警察ボランティア等の地域社会と連携した街頭補導活動を推進するとともに、いじめや暴力に苦しむ少年を発見・救出する活動を強化する。

また、過去に非行少年として取扱いのあった少年に対する継続的な指導・助言を行うほか、農作業体験活動等への参加を促すなど、効果的な立ち直り支援活動を推進する。

ウ 学校におけるいじめ問題への的確な対応

いじめを早期に把握し、的確に対応するため、学校との連携を一層強化するとともに、いじめ問題に係る相談や被害の届出がなされた場合は、迅速かつ確実に受理し、被害少年等の立場に立った対応を徹底する。

(4) 少年保護総合対策の推進

ア 児童虐待への対応における取組強化

児童の安全の確認と確保を最優先とした対応を徹底するとともに、児童相談所、学校等の関係機関との一層緊密な連携を推進する。

イ 悪質性の高い福祉犯の取締りとサイバー補導等による児童の保護の推進

低年齢児童ポルノ愛好者による児童ポルノ事犯の取締り及びインターネットに起因する福祉犯から児童を保護するためのサイバー補導を強化する。

また、福祉犯事件等の被害児童の状況に応じ、組織的かつ効果的な支援を継続的に推進する。

ウ 少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進

関係機関・団体、事業者等と連携し、18歳未満の児童が使用する携帯電話等に係るフィルタリング利用率向上に向けた対策を推進する。

4 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙

平成28年中の県内の刑法犯認知件数は、平成27年より減少傾向で推移しているが、依然として殺人、強盗等の重要犯罪や住宅対象侵入窃盗等の重要窃盗犯が発生している。

また、特殊詐欺については、発生件数、被害額ともに減少傾向にあるとはいえ、依然、多額の被害が発生しており、予断を許さない状況である。

暴力団情勢については、六代目山口組の分裂により神戸山口組と対立抗争状態が認められ、不法行為が各地で相次ぐほか、関係企業や共生者を利用して、活動実態を不透明化させるとともに、暴力的な犯罪や薬物犯罪、犯罪インフラ事犯等の多様化した資金源活動に加え、特殊詐欺等、社会経済情勢の変化に応じた活動分野の拡大がうかがわれる。

こうした県民の生活を脅かす犯罪については、早期に犯人を検挙して被害の拡大を防止するとともに、被害の早期回復を図るなど、県民の不安を払拭することが強く求められている。

このため、捜査手法の高度化や捜査の科学化、捜査支援分析の強化等を図るとともに、刑事訴訟法等の改正を踏まえた新たな時代の刑事司法への対応等、検挙力の強化を徹底することにより、「県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙」に邁進し、県民の安全・安心を確保する必要がある。

【重要犯罪認知・検挙状況の推移】

区分	年別										増減	
	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	件(人)数	率(%)
認知件数(件)	90	59	54	48	74	82	91	92	90	60	-30	-33.3
検挙件数(件)	79	45	50	40	55	66	75	82	74	59	-15	-20.3
検挙人員(人)	66	34	36	30	35	51	51	35	44	42	+12	-4.5
検挙率(%)	87.8	76.3	92.6	83.3	74.3	80.5	82.4	89.1	82.2	98.3	+16.1	ポイント

注1：重要犯罪とは、殺人、強盗、強姦、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買をいう。

注2：全刑法犯の認知・検挙状況は8頁の表を参照

施策の目標

- 捜査力を最大限に発揮し、重要犯罪、特殊詐欺、暴力団犯罪等県民の生活を脅かす犯罪を徹底検挙する。

(1) 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙

ア 殺人・強盗等凶悪事件の徹底検挙

(ア) 迅速・的確な初動捜査の実施

重要事件発生時においては、素早い立ち上がりや捜査員の大量投入等早期に捜査体制を確立するとともに、迅速・的確な初動捜査を展開して被疑者の検挙を図る。

(4) 未解決事件の捜査

捜査情報、鑑定資料等の再分析を実施するとともに、DNA型鑑定等の科学捜査手法を活用して、被疑者の検挙に向けた捜査を推進する。

イ 住宅対象侵入窃盗等重要窃盗事件の徹底検挙

発生状況等を分析して、被疑者を割り出すとともに、他の都道府県警察との連携を強化し、広域事件捜査を推進する。

ウ 特殊事件への対応力の強化

身の代金目的誘拐事件及び人質立てこもり事件の対応力強化に向けた各種訓練を実施して練度の向上を図る。

(2) **特殊詐欺を始めとする知能犯罪等の徹底検挙**

ア 被害認知時における迅速な対応及び検挙の推進

被害認知時において、被害金交付形態に応じ、積極的なだまされた振り作戦による受け子等の検挙を徹底するとともに、被害金送付先の搜索差押えを推進する。

イ 犯行グループ中枢被疑者の検挙の推進

検挙した被疑者等の供述や押収資料の分析、警察全部門における情報収集を徹底し、警察組織の総合力を発揮して実態の解明を図り、犯行グループ中枢被疑者の検挙を推進する。

ウ 犯行ツール対策の推進

携帯電話、預貯金口座、私設私書箱等の犯行ツールの供給を遮断して無力化し、犯行グループ自体を弱体化させるため、被害届や被害相談の受理時には、犯行使用電話の契約者確認の求め、各種解約依頼等を迅速・確実に行い、その無力化措置を徹底する。

また、悪質なレンタル携帯電話事業者を検挙するとともに、携帯電話事業者に役務提供及び改番を拒否するよう働き掛ける。

エ 政治的・構造的不正の追及の強化

政治情勢や地域・業界に内在する利権構造等の実態を的確に把握し、政治・行政と金をめぐる不正事案及び社会制度を悪用した公金の詐取事案等の政治的・構造的不正事件を積極的に検挙する。

(3) **暴力団犯罪を始めとする組織犯罪の徹底検挙**

ア 暴力団犯罪の徹底検挙と暴力団排除活動の推進

平成28年末現在の県内の暴力団については11組織、暴力団構成員等は約330人を把握しており、全て六代目山口組傘下の組織であるが、その弱体化・壊滅に向け、暴力団の関係企業や共生者等を含めた実態解明を図るとともに、その組織基盤及び資金獲得犯罪に打撃を与えるための戦略的な取締りを徹底するなど暴力団

犯罪の検挙を推進する。

また、石川県暴力団排除条例を適正かつ効果的に運用し、暴力団排除に取り組む事業者等に情報を提供するとともに、保護対策に万全を期すなど、暴力団排除を推進する。

イ 薬物犯罪の徹底検挙

薬物の密売組織の中枢に迫る捜査を推進するとともに、他部門との連携を強化し、末端乱用者の徹底検挙を推進する。

また、覚醒剤事犯や大麻事犯等の検挙を推進するとともに、危険ドラッグについても、その根絶を目指し、関係機関と連携した取締りと広報啓発を図る。

ウ 銃器犯罪の徹底検挙

税関、海上保安庁等の関係機関と連携した取締りを継続し、銃器犯罪の徹底検挙を推進する。

また、有力な情報提供者に対して報奨金を支払う「拳銃110番報奨制度」を広報するなど、違法銃器に関する情報の収集を図る。

エ 国際犯罪の徹底検挙

国際犯罪組織に対応するため、情報の集約・分析・共有による実態解明と取締りを推進するとともに、関係機関と連携して各種制度やサービス等が悪用されない犯罪インフラ対策を推進する。

(4) 検挙力の強化

ア 初動捜査における的確な客観証拠の収集及び証拠資料の適正な保管・管理の徹底

鑑識専務員や鑑識専務代行員等の技能向上、最新機器等に関する周知と積極的な活用を図り、迅速な現場臨場体制を確立するとともに、緻密な現場鑑識活動を実施し、遺留された指掌紋、微物等の客観的証拠資料を適正かつ確実に採取する。

また、公判を見据え、押収した証拠資料等については、紛失・混同等のないよう引き続き適正な保管・管理を徹底する。

イ 犯罪の高度化・複雑化等に対応するための科学技術の活用

複雑かつ多様化した犯罪に対応するため、防犯カメラ等の映像や犯罪現場に残された微細・微量な捜査資料の迅速かつ正確な収集・分析を行うとともに、鑑定に必要な各種資機材の整備・習熟に努めるなど捜査資料の的確な活用を図る。

ウ 新時代の刑事司法制度に対応した警察捜査の構築

取調べや供述調書に過度に依存しない新たな時代の刑事司法を目指し、順次施行される取調べの録音・録画制度や通信傍受の合理化・効率化等の各種制度に的確に対応するとともに、引き続き取調べの録音・録画の積極的な試行に取り組むほか、取調べ官の技能向上、経験の蓄積等を推進し、取調べの高度化を図る。

エ 各種捜査情報の分析支援の効果的推進

犯罪の迅速な解決に向け、平素から情報分析に資する捜査関係基礎資料の充実に努めるとともに、犯罪手口、犯罪統計等の犯罪関連情報を分析し、被疑者の絞り込み、捜査の方向性等について効果的な捜査支援を推進する。

オ 科学捜査の積極的推進とデータベースの活用

客観的証拠による的確な立証を図り、犯罪の高度化・複雑化等に対応するために、捜査を科学的に支援する体制を強化し、迅速かつ効果的な鑑定等に取り組むとともに、通信や交通手段の発達、社会の匿名化の進展等社会情勢の変化に伴い捜査資料が多様化している状況を踏まえ、科学捜査における積極的な支援とデータベースの活用を図る。

カ 適正な検視業務の徹底

犯罪死を見逃すことのないように、検視官臨場による検視や画像検査等を推進するとともに、死体取扱業務従事者に対する効果的かつ計画的な教養により、緻密かつ適正な検視業務を推進する。

5 交通死亡事故等の抑止と安全で円滑な交通環境の実現

平成28年中は、交通事故発生件数及び負傷者数が11年連続で減少し、高齢者の死者数及び高齢者が第1当事者となった交通事故の死者数が減少するなど高齢者対策にも一定の成果はみられたが、交通事故死者数は、平成27年に比べ増加したことに加え、依然として死者数全体に占める高齢者の割合が高い状況にあるほか、中学生以上の子供及び若者の死者数が増加するなど厳しい交通情勢にある。

また、平成28年7月には、第10次石川県交通安全計画が策定され、交通事故のない安全で安心な社会の実現のため、「平成32年までに交通事故死者数を40人以下、死傷者数を3,400人以下」という目標が示されたところであり、正に、交通死亡事故等の抑止に向けた新たな時代の幕開けとして、これまで以上に県民の交通事故抑止に対する機運を盛り上げ、高齢運転者を含めた高齢者対策を強化するとともに、交通事故分析に基づく交通指導取締り、交通安全教育、広報啓発等の各種交通事故抑止対策を一層強力に推進する必要がある。

さらに、交通事故の発生状況、道路整備等の交通事情の変化を的確に把握し、地域住民、道路利用者等の理解を得ながら、適切な交通規制を実施するほか、道路管理者、関係機関・団体等と連携し、交通安全施設の整備、生活道路における安全対策等を計画的に推進し、安全で円滑な交通環境を実現する必要がある。

【交通事故発生件数・死者数・負傷者数の推移】

区分	年別	昭47	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	増減	
													件(人)数	率(%)
発生件数(件)		8,532	7,438	6,769	6,320	6,037	5,544	5,156	4,639	4,074	3,791	3,541	-250	-6.6
死者数(人)		183	59	56	54	64	44	44	61	55	46	48	+2	+4.3
負傷者数(人)		11,725	9,230	8,287	7,656	7,223	6,677	6,142	5,538	4,846	4,492	4,150	-342	-7.6

注：昭和47年の交通事故死者数183人は過去最多

【平成28年中の交通死亡事故の主な特徴】

- 車両単独事故が多い 18人 前年比+8人 構成率37.5%
- 高齢者（65歳以上）の死者の割合が高い 28人 前年比-5人 構成率58.3%
- 中学生以上の子供、若者（16～24歳）の死者が増加
6人 前年比+5人 構成率12.5%

施策の目標

- 自治体、関係機関・団体等と連携して、県民総ぐるみで交通事故抑止対策を推進するとともに、交通事情の変化を的確に把握して、安全で円滑な交通環境を実現する。

(1) 交通死亡事故等防止対策の推進

ア 改正道路交通法の円滑な施行

(ア) 高齢者対策の推進

高齢運転者の認知機能の変化を認知機能検査で的確に把握し、個々の状態に応じた講習を行う。また、認知症のおそれのある者に対して適切な診断が円滑に行われるように医師会等と連携して体制の確立に努めるとともに、自主返納制度の周知や専用電話の設置等、運転適性相談体制の充実を図る。

さらに、自治体等に対し、高齢者が自動車に頼らない生活環境の整備に向け必要な意見を述べるなど関係機関との連携・協力を努める。

(イ) 貨物自動車に係る交通事故防止対策

準中型自動車免許の新設に合わせて、関係機関・団体等と連携しながら効果的な運転者教育の実施に努めるとともに、事業所等における若年の貨物自動車運転者対策について安全運転管理の取組が推進されるように積極的に支援する。

準中型免許の取得希望者に対しては、機会あるごとに新制度の趣旨・内容の広報啓発を行うとともに、警察職員等に対しては、指導・教養を徹底する。

イ 交通事故分析の高度化及び分析の成果を活用した効果的な交通安全対策の推進

交通事故分析の高度化を図り、地域の交通実態に即した各種交通事故抑止対策の企画・立案、事故情勢等の積極的な情報発信を行う。

ウ 高齢者の交通事故防止対策の推進

(ア) ドライブレコーダー等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

加齢に伴う身体機能の変化等を高齢者が自覚できるよう、各種教育機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するほか、ドライブレコーダー等を活用して、通行の態様に応じた高齢運転者教育を推進する。

(イ) 自治体、関係機関・団体等と協力した広報啓発等の推進

自治体、関係機関・団体等と協力して、家庭訪問による個別指導等における交通安全教育・広報啓発を推進するほか、反射材用品等の普及啓発を図る。

(ウ) 「高齢者保護の日」を重点とした活動の推進

毎月1日の「高齢者保護の日」を重点に、高齢者保護活動に取り組むほか、他の年齢層には、高齢者の特性について理解が進むように指導啓発を推進する。

エ 良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進

(ア) 自転車の通行環境整備の推進

道路管理者と連携し、自転車専用通行帯、自転車走行指導帯の走行空間の整備を推進する。

(イ) 自転車利用者に対するルールの周知と交通安全教育の推進

サイクルシミュレーター、自転車取付用ビデオカメラ、スタントマン等を活用した効果的な交通安全教育を推進する。

また、自転車ルール・マナー検定等を通じて、損害賠償責任保険等への加入の必要性について理解を進めるほか、自転車利用者にヘルメットの着用を促すとともに、自転車運転者講習制度の適切な運用に努める。



【交通安全子供自転車大会】

(ウ) 教育機関、企業等における交通安全教育の推進

学校、教育委員会等に対し、自主的な自転車安全教育の実施等を要請するほか、大学等教育機関、企業等における交通安全教育の促進を図る。

(エ) 自転車に対する指導取締りの強化

自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、指導取締りを推進するとともに、自治体、関係機関・団体等と協働して効果的な街頭活動を推進する。

(オ) 関係機関等との連携

自治体、学校、教育委員会、道路管理者、自転車関係団体等との間で設置した自転車安全教育推進委員会等を通じ、協力体制の強化を図る。

オ 交通安全教育等の推進

(ア) 歩行者等の交通事故を防止するための交通安全教育等の推進

幼児・児童には、幼稚園、保育園、小学校等と連携を図りながら、発達段階に応じた交通安全教育を実施するとともに、その他の年齢層には、自治体、学校、地域住民、企業等と連携した交通安全教育等の実施に努める。

また、運転者には、ドライブレコーダーの活用や歩行者の特性について理解が進む交通安全教育等に努める。



【交通安全教室】

(イ) 薄暮時間帯及び夜間の交通事故を防止するための交通安全教育等の推進

反射材の視認効果について歩行者の理解が進む交通安全教育のほか、靴や杖等へ反射材用品を貼付するなど反射材用品等の着用促進に努める。

運転者には「ライトアップいしかわ運動」を推進し、対向車や先行車がない場合の上向きライトの活用について広報啓発を推進する。

(ウ) 飲酒運転に係る県民の規範意識の確立

飲酒体験ゴーグル等を活用した参加・体験型交通安全教育を推進するほか、

関係機関・団体等と連携し、「石川版ハンドルキーパー運動」の普及啓発等、飲酒運転根絶に向けた取組を更に進め、県民の規範意識の確立を図るとともに、飲酒運転根絶の受皿として、自動車運転代行業の更なる健全化を図る。

(エ) 被害軽減対策の推進

全座席のシートベルト及びチャイルドシートの着用が徹底されるように、自治体、関係機関・団体等と連携し、交通安全教育・広報啓発を推進する。

(オ) 交通事故実態に関する情報発信及び関係団体等に対する支援

交通事故情報を積極的に提供・発信するほか、交通安全教育を適切に行うことのできる指導者の育成及び関係団体の活動への支援に努める。

カ 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

(ア) 交通事故分析に基づく交通指導取締り

地域の交通実態、事故発生状況等を分析するなど、いわゆるPDCAサイクル（計画、実行、検証、反映）に則り、事故に直結する悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進するとともに、事故被害軽減効果の高いシートベルト等に係る指導取締り及びパトカーの赤色灯等を活用した警戒活動、ミニ検問等の街頭活動を強化する。

(イ) 飲酒運転等の根絶に向けた取締りの一層の強化

飲酒運転の実態に即した取締りを強化するとともに、運転者のみならず、車両・酒類提供者、同乗者等、飲酒運転周辺者に対する捜査を徹底し、確実な立件に努める。

(ウ) 無免許運転の罰則強化等を踏まえた取締りの強化

無免許運転に対する強力な取締りを推進するほか、車両提供者、同乗者、教唆行為等無免許運転周辺者に対する捜査を徹底し、確実な立件に努める。

キ 適正かつ緻密な交通事故事件捜査及び組織的な被害者支援の推進

(ア) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進

客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件捜査を推進するとともに、重大事故発生時には、警察本部が的確に関与して初動捜査を推進する。

(イ) 組織的な被害者支援の推進

重大事故発生時には、組織的な被害者支援を実施するとともに、その他の事故に関しても被害者等の心情やニーズを的確に踏まえた支援の徹底を図る。

ク 総合的な暴走族等対策の推進

あらゆる法令を適用した取締りを徹底し、関係機関・団体等と連携して、暴走族への加入阻止、車両の不正改造防止対策、道路交通環境の整備等を推進する。

ケ 悪質・危険運転者に係る的確な行政処分等の推進

(7) 常習飲酒運転者対策の推進

飲酒取消講習の確実な実施や飲酒学級の充実に努めるほか、関係機関と連携し、アルコール依存症等が疑われる者に対して相談先の教示を行うなど、常習飲酒運転者対策を推進する。

(イ) 迅速かつ確実な行政処分への推進

重大な交通事故を起こした運転者等に係る違反登録に要する期間の短縮、運転免許の仮停止制度の積極的な運用等、行政処分に関する業務管理を徹底する。

(ウ) 迅速かつ的確な臨時適性検査等の実施

一定の病気等の疑いがある者を把握した場合には、迅速かつ的確な臨時適性検査等の実施に努める。

コ 運転適性相談等の的確な実施

(7) 運転適性相談の実施体制の充実等

運転適性相談窓口の周知及び体制の整備を図るほか、一定の病気等の疑いがある者の主治医からの届出や、運転適性について家族が相談しやすい環境づくりに努める。

(イ) プライバシー等に配慮した個別聴取の実施

質問票における正確な申告を促すための取組を推進し、病状申告者に対しては、プライバシー等に配慮しつつ、的確な個別聴取の実施徹底に努める。

サ 申請者等の立場に応じた的確な運転者施策の推進

(7) 免許関係申請等の利便性の向上等

更新申請者の利便性向上等を図るほか、更新手続の簡素化、合理化に努める。

(イ) 運転者教育の充実

更新時講習等における受講者の態様に応じた講習の実施、指定自動車教習所、指定講習機関等に対する指導監督の徹底等による運転者教育の充実を図る。

(ウ) 外国人運転者対策の推進

外国運転免許証に係る運転免許試験の一部免除制度の適切な運用に努めるほか、外国人への運転者教育の充実等、国際化に対応した運転者施策を推進する。

(エ) 県民負担の軽減に向けた取組の推進

各種免許関係事務の委託契約等に関して、競争性の確保された契約方法で業者を選定するなど、県民負担の軽減や教本の内容の充実に向けた取組を行う。

(オ) 聴覚障害者に配慮した取組の推進

聴覚障害者が運転可能な車種等制度の内容についての広報啓発に努める。

シ 関係団体及び交通関連事業者との連携と指導の強化

関係機関・団体等の活動が適正かつ積極的に行われ、交通の安全と円滑に資す

ることとなるように、連携・指導を強化する。

(2) 安全で円滑な交通環境の実現

ア 交通安全施設等整備事業の重点的、効果的かつ効率的な推進

国の「社会資本整備重点計画^(注)」に即して、老朽化した信号機等の交通安全施設等の維持管理、更新、撤去、長寿命化等を推進するなど、交通安全施設等整備事業を推進し、交通事故の防止及び交通の円滑化を図る。

(注)社会資本整備重点計画とは、道路、交通安全施設、鉄道、空港等について国が重点的、効果的かつ効率的に推進する事業として法律に定めて推進している計画をいい、警察の推進する事業としては、交通安全施設等整備事業がある。

イ 交通実態の変化等に即した交通規制の推進、道路交通環境の更なる改善等

交通事情の変化を的確に把握してハード・ソフト両面での総合的な対策を実施するとともに、最高速度、信号制御等の交通規制について、地域の交通実態、地域住民等の意見を踏まえ、適切に見直しを行うほか、速度の出やすい対面通行道路にあっては、道路管理者と連携した交通安全対策に努める。

ウ 生活道路等及び通学路における交通安全対策の推進

生活道路の交通安全対策として、「ゾーン30^(注)」を整備するなど、速度の抑制及び通過交通の排除に重点を置いた対策を推進するほか、生活道路及び歩行者・自転車利用者に係る交通事故が多発する道路においては、一時停止等の交通規制、信号機の改良等の施策を推進し、歩行者・自転車利用者の安全通行を確保する。

また、通学路については、交通実態に応じた対策を推進するほか、学校、道路管理者等の関係機関と連携して、ハード・ソフト両面での対策を推進する。

(注)ゾーン30とは、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域(ゾーン)を定めて30km/hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や通過交通の抑制等を図る対策をいう。

エ 高度道路交通システム(I T S^(注1))の推進

新交通管理システム(U T M S^(注2))のサブシステムである現場急行支援システム(F A S T^(注3))、公共車両優先システム(P T P S^(注4))等の効果的運用に努めるほか、臨時交通規制情報の提供等、的確な交通情報の収集・提供を推進する。

(注1)I T S (Intelligent Transport Systems)とは、情報通信技術を活用した道路交通に係るシステムの総称であり、「安全・安心」「環境・効率」「快適・利便性」を目指すための取組をいう。

(注2)U T M S (Universal Traffic Management Society)とは、警察庁の推進するI T Sであり、交通管理の高度化、交通事故削減による安全対策、交通の円滑化を目的としており、石川県で実施しているサブシステムには、F A S T、P T P Sがある。

(注3)F A S T (Fast Emergency Vehicle Preemption Systems)とは、緊急車両からの情報を光ビーコンで受信し、優先的に通行できるように、青色信号の延長や赤色信号の短縮を交通管制センターで自動的に行うものをいう。

(注4)P T P S (Public Transportation Priority Systems)とは、路線バスからの情報を光ビーコンで受信し、定時運行を確保できるように、青色信号の延長や赤色信号の短縮を

交通管制センターで自動的に行うものをいう。

オ 環境対策の推進

自動車からの二酸化炭素排出削減を図るため、交通規制の見直し等による交通流の円滑化対策を推進するとともに、エコドライブの広報啓発を推進する。

カ 総合的な駐車対策の推進

悪質性・危険性・迷惑性の高い駐車違反に重点を置いた取締りを推進するとともに、駐車監視員による確認事務の適切かつ円滑な運用、悪質な運転者への責任追及、放置違反金の滞納者に対する使用者責任追及の徹底等に努める。

駐車規制については、より合理的できめ細かな交通規制の実施に努めるほか、道路利用者、関係事業者等による自主的な取組等について働き掛けを推進する。

キ 大規模災害に備えた交通対策の推進

(ア) 交通規制計画に基づく各種訓練の実施

交通規制計画等に基づき、総合的かつ実践的な訓練を実施する。

(イ) 災害に強い交通安全施設等の整備

道路交通状況の収集・提供を行う交通監視カメラや災害時において安全で円滑な交通を確保する自動起動型信号機電源付加装置等の整備を推進する。

ク 高速道路における諸対策の推進

交通事故の発生状況を分析し、重大事故発生地点、逆走や歩行者等の立入事案の発生地点については、道路管理者との共同点検を行い、交通危険箇所の安全対策を推進するほか、高速道路の安全利用を促進するための広報啓発を推進する。

また、本線上のパトロールを強化するとともに、交通事故、落下物事案等の発生時においては、早期の現場臨場及びタイムリーな臨時交通規制や情報提供を実施するほか、道路管理者と連携した安全対策を推進する。

6 多様化する脅威と自然災害等の緊急事態への対策の推進

世界各地において、現実に我が国の権益や邦人がテロの標的となる事案等が発生していることから、今後も邦人がテロ等の被害に遭うことが懸念される。

近年、I S I L（いわゆる「イスラム国」）等が我が国や邦人をテロの標的として名指ししており、これらテロ組織に共鳴する者が日本国内にも存在している。

また、殺人や爆弾テロ未遂等の罪で国際手配されていた者が、過去に不法に我が国への入出国を繰り返していた事実等が判明するなど、これらの事情を鑑みれば、我が国に対するテロの脅威は正に現実のものとなっているといえる。

国内においては、平和安全法制や原子力発電所の運転再開等の政権が進める諸施策や、領土問題等の各種社会問題を捉え、国内外の諸勢力が抗議行動等を活発化させており、これらに伴う違法行為も発生しているほか、多数の機関・団体等においてサイバー攻撃による情報窃取等の被害が発生している。

さらに、我が国の周辺では、北朝鮮が弾道ミサイルの発射や核実験を繰り返しているほか、尖閣諸島周辺海域で中国公船の出現が常態化し、我が国の領海に侵入する事案が度々発生するなど、緊迫した事態が続いている。

このように、我が国の治安や安全保障に対する脅威はますます多様化していることから、テロ等重大事案を未然に防止するため、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催も見据え、引き続き関連情報の収集・分析や違法行為の取締り、重要施設やソフトターゲットの警戒警備等の諸対策を推進するとともに、平成29年は、県内において「第28回全国「みどりの愛護」のつどい」が開催されることから、これに伴う大規模警備にも万全を期す必要がある。

また、平成28年も、全国各地において地震や豪雨等による大規模災害が発生していることから、東日本大震災の教訓を踏まえ、各種計画や関係規程の見直し等、危機管理体制を再構築するための組織横断的な取組を行うとともに、災害等への対処能力の向上を図るため、自治体等関係機関・団体との合同訓練を実施し、各種装備資機材の整備を進めるなど、自然災害を始めとする緊急事態への対応に万全を期す必要がある。

施策の目標

- テロを始めとする様々な脅威に対応するとともに、自然災害等の緊急事態に迅速・的確に対処できるよう、諸対策を推進する。

(1) 多様化する脅威への対応

ア 情報収集・分析の強化と違法行為の取締りの推進

テロ等につながる情報の収集・分析を強化するとともに、違法行為に対する積極的な取締りを推進する。

また、「第28回全国「みどりの愛護」のつどい」開催に伴う大規模警備を完遂するため、関係機関・団体等と緊密に連携し、情報収集や管理者対策等の諸対策を推進する。

イ 官民一体となったテロ対策の推進

(ア) ソフトターゲット対策

海外において、不特定多数の人が集まる施設等を標的としたテロ事件が発生している状況を踏まえ、制服警察官やパトカーによる「見せる警戒」を実施するほか、施設管理者等に対して自主警備の強化を要請するなど、ソフトターゲットに対するテロへの警戒を強化する。

(イ) 爆発物原料対策

爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者や取扱いを行う学校等を個別に訪問し、管理強化の要請や不審情報の提供依頼等を行うほか、テロリスト等が利用する可能性がある旅館やインターネットカフェ、賃貸マンション等を営む事業者に対し、利用者の本人確認の徹底を依頼するなど、爆弾テロ等違法行為の未然防止を図る。

(ウ) サイバー攻撃（サイバーテロ・サイバーインテリジェンス）対策

重要インフラの基幹システムを機能不全に陥れ、社会の機能を麻痺させるサイバーテロや、情報通信技術を用いて政府機関や先端技術を有する企業から機密情報を窃取するサイバーインテリジェンス（サイバーエスピオナージ）が世界的規模で頻発しているほか、テロリストがインターネットを攻撃手段としても利用している状況を踏まえ、民間事業者等と連携し、サイバー攻撃の実態解明や被害の未然防止を図るとともに、共同対処訓練を実施するなど、対処能力の向上に努める。

ウ 精強な警備部隊等による警戒警備の徹底

厳しい治安情勢を踏まえ、不測の事態に迅速・的確に対応するため、実戦的訓練を繰り返し実施するなど、各種部隊等の練度向上に努めるとともに、これら部隊等による志賀原子力発電所や海空港、JR金沢駅等、県内の重要施設の警戒警備を徹底する。



【部隊の訓練状況】

(2) 緊急事態対策の推進

ア 災害に係る危機管理体制の充実強化

東日本大震災後も、地震や噴火、豪雨等による大規模災害が発生していることから、いかなる大規模災害にも的確に対処できるよう、災害対策について従前の

取組内容を再検討するなど、平素の業務において災害に係る危機管理体制の点検及び構築を持続的に推進し、その充実強化を図る。

イ 関係機関・団体等との連携強化

平素から自治体や消防等と情報共有等を図るとともに、共同訓練の実施や防災訓練への参加等を通じて連絡体制の確立に努めるなど、緊急事態の発生に備えて関係機関・団体等との連携を強化する。

ウ 緊急事態における対処能力の向上

自然災害等の緊急事態が発生した際、警察職員が迅速・的確に対応できるよう、災害警備等に関する指導教養を徹底し、危機管理意識の更なる醸成を図るとともに、初動態勢の確立に重点を置いた訓練や装備資機材の取扱習熟訓練等、実戦的かつ実効性のある訓練を実施するなど、対処能力の向上を図る。



【防災訓練における訓練実施状況】

7 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進

警察業務が広範なものとなっており、県民の多様なニーズに応えるためには、業務の合理化・実質化や戦略的な人員の再配置等により、限られた人員を最大限に運用しながら、社会情勢の変化に即した警察活動を展開する必要がある。

また、大量退職・大量採用が続く中、警察の組織力を強化するためには、真に警察官にふさわしい能力と適性を有する優秀な人材を確保するとともに、若手警察職員の早期戦力化を図り、職務執行力を強化する必要がある。

加えて、「県民の安全安心の確保」という県民から負託された責務を全うするため、職員が高い士気と厳正な規律を保持し、適正に業務を推進することはもとより、警察安全相談や苦情への適切な対応、きめ細かな被害者支援活動等、県民の立場に立った警察活動を一層推進する必要がある。

施策の目標

- 組織的・人的・施設的基盤を充実させることにより、警察力を総合的に強化する。
- 県民の立場に立った警察活動を一層推進する。

(1) 警察力の充実強化

ア 警察機能の最大限の発揮に向けた組織運営の推進

組織的基盤の充実等により県民の安心安全の確保に資するよう、引き続き、業務の合理化・実質化に取り組むとともに、第一線の職員が現場執行力を最大限に発揮できるよう各種施策を推進する。

イ 警察官としての適性と意欲を有する優秀な人材の確保

就職説明会、警察学校オープンキャンパス等を開催するとともに、県警ウェブサイトやSNSを活用して警察官採用案内に係る情報を提供するなど、採用募集活動を積極的に推進し、真に警察官たるにふさわしい資質と熱意を持った優秀な人材の確保を図る。



魅力を伝えきれません。

石川県警察官募集



ウ 適正な人事評価の推進

能力及び実績に基づく人事管理を行い、組織全体の士気高揚を図るため、公正かつ的確な人事評価を推進する。

【採用募集ポスター】

エ 若手警察官の早期戦力化

実戦的総合訓練や技能指導官等による伝承教養、リカバリー教養のほか、各部門の若手警察官育成プログラム等を実施し、若手警察官の職務執行力の強化を図る。

オ 幹部の指導力・指揮能力の向上

当直指揮訓練等の実戦的な現場対応訓練を継続実施するとともに、教養担当者

等の幹部職員に対する各種研修を通じて指導能力の向上を図る。

カ 現場執行力の強化に向けた計画的な術科訓練の推進

警察術科は、警察官の現場執行力の基盤となるものであり、適正な職務執行と受傷事故防止の観点からも重要であることから、安全管理を徹底の上、計画的に術科訓練を推進し、精強な警察官の育成を図る。

キ 誇りと使命感を育む職務倫理教養の推進

教養資料「初心不可忘」を活用した教養を継続して行うとともに、経験談や失敗談、原点回帰教養等、職員の上に響く創意工夫を凝らした教養を推進する。

ク ワークライフバランスの推進

女性の視点を一層反映させた警察活動とともに、男女を問わない全職員のワークライフバランスの実現を推進し、柔軟な組織運営を図る。

ケ 警察施設の計画的整備

警察力を強化するとともに、来庁者の利便性を図るため、警察署・交番等警察施設の計画的な建て替え、移転、改修等を行う。

コ 車両・装備資機材の着実な整備充実

事件・事故や新たな犯罪等に的確に対応するとともに、警察官の受傷事故防止を図るため、車両及び装備資機材の整備充実を着実に推進する。

サ 情勢の変化に的確に対応する情報管理の推進

(7) 堅牢な情報セキュリティの実現に向けた取組の強化

情報セキュリティに係る脅威に対し、適切に対応するとともに、職員に対する教養を実施し、対処能力の強化を図る。

(イ) 第一線警察の迅速な業務推進に向けた取組の強化

社会情勢の変化に即した情報管理システムの構築・改修等を行い、第一線警察における各種業務の合理化、効率化を推進する。

シ 適正な留置管理業務の推進

被留置者事故及び不適正事案を防止するため、留置施設に対する効果的な巡回指導の実施や、留置担当官の高い士気と規律を維持するための施策を徹底するとともに、実戦塾の開催やロールプレイング方式による訓練等実戦に即した指導教養を行い、適正な留置管理業務を推進する。

(2) 高い規律と士気を有する職場環境の確立

ア 警察の真の姿を県民に伝える積極的広報の推進

警察職員が地道に職務に当たる姿や厳しい現場での活動等の広報素材を積極的に提供することにより、県民に警察の真の姿を伝える広報を推進する。

イ 組織的な健康管理対策の推進

職員個々の健康増進を図るため、ストレスチェックの実施による職員自身の気付きや、その原因となる職場環境の評価・改善の促進及び大規模災害や事件等に従事する職員が受ける惨事ストレスの防止・軽減等、心の健康づくりを推進するとともに、生活習慣病の予防及び過重労働に伴う健康障害防止等の組織的な健康管理対策を推進する。

(3) 県民の立場に立った警察活動の推進

ア 相談者の立場に立った適切な警察安全相談の推進

警察本部や警察署に設置されている警察安全相談室を中心として、相談者の立場に立った適切な相談業務を推進する。

イ 苦情の迅速・適切な調査対応の推進

迅速かつ適切な苦情の調査対応を推進し、職務執行における責任の明確化及び苦情を活用した組織的な業務改善を図る。

ウ 警察署協議会の活性化による、地域情勢の変化等に応じた警察活動の推進

地域情勢の変化等に応じた警察活動を行うためには、地域住民の意見・要望等に対し、真摯に対応することが必要であることから、警察署協議会の場において、より地域の実情に即した活発な議論がなされるように工夫を凝らし、警察署協議会の活性化を図る。

エ きめ細かな被害者支援活動の推進

第3次犯罪被害者等基本計画等を踏まえ、犯罪被害者等基本法の適正な運用を図るとともに、自治体、民間団体等関係機関と連携した、きめ細かな被害者支援活動を推進する。

オ 適正な被疑者取調べ監督の推進

実効的な被疑者取調べの確認と職員に対する指導教養の徹底により、不適正な被疑者取調べの未然防止を図る。

カ 非違事案の未然（再発）防止対策の推進

他の都道府県警察や過去の非違事案の原因・背景を分析するとともに、部門横断的に防止対策を検討するなど、非違事案の未然（再発）防止対策の推進を図る。

第4 警察予算

1 警察費の概要

平成29年度当初予算は、安全で安心して暮らせる石川を実現するため、本年の県警察の重点目標である「犯罪の起きにくい社会づくりの推進」等7項目を柱として、治安の更なる改善に向けた取組、警察施設や装備等の充実強化及び社会情勢の変化に対応する治安対策の推進のために必要な予算に重点をおいて編成を行った。

その結果、平成29年度警察費当初予算額は24,145,802千円となっている。

前年度と比較して、物件費は増加となっているが、主に退職手当の減により人件費が減少し、全体として1.8%の減となったものである。

【警察費の状況等】

(単位：千円・%)

項目別	平成29年度当初予算		平成28年度実質当初予算		増減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	率
警察費	24,145,802	100.0	24,577,288	100.0	-431,486	-1.8
人件費・恩給費	19,885,637	82.4	20,607,010	85.3	-721,373	-3.5
物件費	4,260,165	17.6	3,970,278	16.4	289,887	7.3
警察施設費	664,250	2.8	437,563	1.8	226,687	51.8
交通安全施設費	661,471	2.7	657,233	2.7	4,238	0.6
一般物件費	2,934,444	12.2	2,875,482	11.9	58,962	2.1
(参考) 県一般会計予算	532,124,000	—	590,870,043	—	-58,746,043	-9.9

2 主要事業

(1) 交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進

交流人口の拡大と社会情勢の変化に的確に対応するため、特殊詐欺被害抑止コールセンターの実施期間の拡大と通話録音警告装置貸出し台数を追加するほか、JR金沢駅、観光地周辺の交通安全対策を推進するため、交通監視用カメラを更新整備する。

(2) 犯罪の起きにくい社会づくりの推進

安全・安心なまちづくりを推進するため、防犯ボランティア講習会や地域住民への安全情報の提供を継続するほか、精強な地域警察を構築し街頭活動の推進を図るため、通信指令システムの適正な運用維持や、警察機動力の確保に不可欠な小型警ら車、交通取締四輪車、交通事故処理車の更新、耐刃防護衣等の受傷事故防止資機材を整備する。

(3) 人身の安全を確保するための取組と少年非行防止対策の推進

少年補導員等の活動支援や、非行少年の立ち直りを支援する「農作業体験を通じた居場所づくり」、「ボランティアリーダー育成研修会」を引き続き実施し、非行少年を生まない社会づくりを推進する。

(4) 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙

殺人・強盗等の重要犯罪、特殊詐欺、住宅対象侵入窃盗等、県民の生活を脅かす犯罪の早期検挙及び被害の拡大防止のため、各種捜査支援資機材を整備する。

また、DNA型鑑定を始めとする各種鑑定機器の適正な運用維持等により、科学捜査を一層推進するなど、捜査活動基盤の充実を図る。

(5) 交通死亡事故等の抑止と安全で円滑な交通環境の実現

交通事故死者数過去最少を目指し、死者全体の半数以上を占める高齢者の交通事故防止対策として、街頭における交通安全指導・保護誘導を通じて行う交通安全教育、参加・体験・実践型の自動車及び自転車運転者に対する安全運転教育を引き続き実施するほか、悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを行うため、レーダースピードメーターやアルコール測定器を計画的に整備する。

また、交通管制システムや信号機等の交通安全施設を重点的、効果的かつ効率的に整備し、安全で円滑な交通環境の整備を推進する。

(6) 多様化する脅威と自然災害等の緊急事態への対策の推進

自然災害を始めとする緊急事態の対応に万全を期すため、救助活動用装備資機材の計画的整備に引き続き取り組み、自然災害等への対処能力の更なる向上など、危機管理体制の充実強化を図る。

(7) 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進

治安維持体制の充実強化のため、警察官8人を増員するほか、指導能力向上に資する各種研修や術科用具の整備を引き続き実施し、若手警察官の早期戦力化と幹部の指揮能力向上を図る。

また、警察施設の計画的整備を推進するため、老朽化した寺井警察署について平成30年度中の完成を目指して移転整備工事に着手するほか、小松警察署白江交番と長田駐在所を統合した交番の新設整備と金沢西警察署大徳交番の移転整備を実施する。

さらに、白山警察署鳥越駐在所のリノベーションを行い、来庁者の利便性の向上と長寿命化を図る。

3 平成29年度当初予算 警察本部主要事業の概要

事業名	金額(千円)	説明
身近な安全・安心が確保された社会づくり		
1 交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進		
(1) 社会情勢の変化に対応した各種犯罪の抑止対策と徹底検挙		
・ 特殊詐欺被害防止対策の推進	6,876	特殊詐欺被害防止施策の実施 ④・特殊詐欺被害防止コールセンター委託期間の拡大 ④・貸出し用通話録音警告装置の追加整備
・ 風俗実態の把握と違法営業の厳正な取締等の推進	4,710	片町街頭防犯カメラシステムの運用
(2) JR金沢駅周辺、観光地等の交通安全対策の推進		
・ JR金沢駅、観光地周辺等の交通混雑対策の推進	35,413	交通監視用カメラの更新整備
2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進		
(1) 安全・安心まちづくりの推進		
・ 重層的な防犯ネットワークの活用・拡充促進	3,065	安全情報の提供、防犯ボランティア講習会の開催など
・ 特殊詐欺被害防止対策の推進(再掲)	6,876	特殊詐欺被害防止施策の実施(再掲) ④・特殊詐欺被害防止コールセンターの委託期間の拡大 ④ 貸出し用通話録音警告装置の追加整備
・ 総合的なサイバー犯罪対策の推進	2,967	サイバー犯罪対策技術者の養成、捜査用資機材の整備など
・ 良好な生活環境を守る諸対策の推進	2,267	風俗営業所管理者講習の実施など
(2) 精強な地域警察の構築及び街頭活動の推進		
・ 通信指令機能の強化	258,272	通信指令システム、デジタル無線システムの運用など
・ 警察機動力の確保	136,699	小型警ら車、交通取締四輪車、交通事故処理車の更新整備、県警ヘリコプターの定期点検・整備など
・ 受傷事故防止資機材の整備	2,906	耐刃防護衣の整備など
・ 街頭活動等の推進	22,546	盗難車両等照会システムの運用など
3 人身の安全を確保するための取組と少年非行防止対策の推進		
・ 非行少年を生まない社会づくりの推進	5,385	少年補導員等の活動支援、非行少年の立ち直り支援
・ 少年非行防止教室の開催	2,862	ピュアキッズスクール・薬物乱用防止教室の開催
4 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙		
(1) 重要犯罪・組織犯罪の徹底検挙		
・ 暴力団排除活動の推進	5,072	暴力団対策責任者講習の実施など
・ 国際犯罪の徹底検挙	6,855	国際捜査官の通訳力向上研修の実施など
(2) 捜査力の強化		
・ 捜査支援機器の整備	45,662	捜査支援資機材の整備など
・ 科学捜査の積極的な推進	64,441	DNA型鑑定等の鑑定試料分析機器の運用など

事業名	金額(千円)	説明
5 交通死亡事故等の抑止と安全で円滑な交通環境の実現		
(1) 交通死亡事故等抑止対策の推進		
・ 交通安全対策の推進	9,523	交通安全教育、高齢運転者対策の推進 ・ 高齢者対象の体験・実践型自動車運転講習の委託実施 ・ 高校生交通安全フォーラムの開催など
・ 重点的な交通指導取締りの推進	22,796	飲酒運転、著しい速度超過など悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの推進 ・ レーダースピードメーターの整備など
(2) 安全で円滑な交通環境の整備		
・ 重点的、効果的かつ効率的な交通安全施設整備の推進	661,471	交通管制システム、交通信号機、道路標識、道路標示の整備 ・ 交通監視用カメラの更新整備(再掲)
・ 総合的な駐車対策の推進	9,534	放置車両確認事務の委託、同管理システムの運用
6 多様化する脅威と自然災害等の緊急事態への対策の推進		
・ 災害に係る危機管理体制の充実強化	2,756	災害警備活動用装備資機材の充実 ・ エンジンカッター、非常用食糧の計画配備など
・ 緊急事態対策の推進	4,353	災害対策訓練の実施、ヘリコプター・テレビシステムの運用など
7 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進		
(1) 現場執行力・治安維持体制の充実強化		
・ 警察官の増員	6,097	④ 警察官の増員8人(増員後定数 1,977人)
・ 若手警察官の早期戦力化、幹部の指揮能力向上		指導能力向上を図る研修会の実施、術科防具の整備など
・ 装備資機材の着実な整備		⑤ 若手警察官の育成事業
(2) 警察活動の拠点となる警察施設の計画的整備		
・ 警察署庁舎建設費	債務含め 1,186,770	④ 寺井警察署庁舎の移転整備(工事着手) (うち債務負担行為 752,000) (3ヵ年事業の2年目)
・ 交番等建設費	136,790	交番の建設整備 114,834 千円 ④ 小松警察署白江交番・長田駐在所の統合 (2ヵ年事業の2年目) ⑤ 金沢西警察署大徳交番の移転整備
・ 運転免許センター整備費	25,785	老朽駐在所リノベーション 21,956 千円 ・ 白山警察署鳥越駐在所 自動火災報知設備更新など
(3) 県民の立場に立った警察活動の推進		
・ 警察署協議会運営費	5,621	地域の実情に即した警察署協議会の開催
・ きめ細やかな被害者支援活動の推進	5,620	犯罪被害者の負担軽減及び広報相談活動の実施、支援